

## 地方懇談会における地方公共団体からの主な意見

※平成26年2月14日に埼玉県、20日に福岡県において、地方懇談会を開催。

### 【提案募集方式】

#### (1) 提案の対象

- ・ 現行制度の見直しにとどまらず、制度の改廃を含めた抜本的な見直し提案も対象とすべき（広島市）。

#### (2) 提案の主体

- ・ 提案に当たって、同じ様な状況で、同じ様な課題を有する地方公共団体が一緒になって考えて提案することも考えられる（長崎県）。
- ・ 単独の市町村・都道府県だけでやろうと考えると、どうしても説得力が弱い。国の制度改正につなげていくためには、理論的な詰めやアピール方法などを含め、非常に大きなエネルギーが必要。個別の自治体だけで考えるのではなく、一定の広がりを持つことが重要であり、それをどう形作るかが大事（福岡県）。
- ・ 提案する地方の側でも、ある程度コンセンサスを得たものを提案するという仕組みにしないと、国の検討が大変。幅広い提案とのバランスが課題（北海道）。

#### (3) 提案の取扱い

- ・ 提案の検討に当たっては、原則、地方の意向に沿って認めるような制度設計をお願いしたい（千葉県、静岡市）。
- ・ 有識者会議の主導の下で地方の提案の採否を決定すべき（埼玉県）。
- ・ 提案に対する各府省の判断と地方の意見とをよく聴いて、客観的かつ公正に判断する仕組みを強化すべき（北海道）。
- ・ 調整段階で国と地方の見解を公表し、透明性の高い調整を行うべき（福岡県）。

#### (4) その他

- ・ 提案募集方式に係る方針をどのようにして国において決定し、拘束力を持たせるのが重要（北海道）
- ・ 地方側が、提案に当たり企画立案能力を高めることが大前提（広島市）。

### 【手挙げ方式】

- ・ 地域間格差を固定化するものではなく、地方分権の有力な手法の1つとして、できるところから始め、その結果として、日本全体がレベルアップするものと考えるべき（福岡県など）。
- ・ 中途半端に公平主義のようなものを考えてしまうと、手挙げ方式のよさは出ない（広島市）。
- ・ 手挙げ方式がある程度進んだ場合には、最後に全ての団体に移譲するような仕組みもある程度想定しておかないと、移譲元にいつまでも事務が残ってしまい効率が悪くなる（埼玉県）。

### 【国と地方の役割分担の見直し・権限移譲】

- ・ 立入検査などの調査権限は、勧告・命令などの処分権限と一体で移譲すべき（千葉県）。
- ・ 国において権限を移譲することを決めて終わりということではなく、具体的な実際の運用面におけるガイドラインを作る際に、国と地方の担当者が対等な立場で議論して詰めていくことがなければ、現実には機能しない（徳島県）。
- ・ 移譲に伴う財源措置について、地方が一番懸念している。十分な議論が必要（長崎県）。
- ・ 農地転用の許可権限を地方に移譲してほしい（徳島県）。
- ・ 県費負担教職員の人事権について、中核市にも移譲してほしい（越谷市）。

### 【規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）の推進】

- ・ 福祉施設の面積等の基準について、従うべき基準が多用されている（徳島県）。
- ・ 社会教育法から公民館の規定を削除し、図書館や公民館の運営そのものを地方に任せたい（広島市）。

### 【地方税財政の充実強化】

- ・ 歳出削減・人員削減の折、分権の意欲を削ぐことがないように、地方財源の確保が重要な課題（聖籠町）。
- ・ 市民税と県民税の賦課割合の変更による都道府県からの税源移譲など、具体的な措置を検討すべき（越谷市）。

### 【情報発信・その他】

- ・ 分権の結果住民に対するサービスが向上した場合に、単にサービス向上のみを広報するだけでなく、分権を行ったからできたという広報ができていない（埼玉県）。
- ・ 分権によって住民サービスが向上するというメリットを広報し、住民が分権を望むようにすることが必要（聖籠町など）。
- ・ 地方公共団体の1人1人の職員が、自らの業務を分権の観点から積極的に見直すような意識を持つことが重要（埼玉県）。